

## 手数料関係

### 端末機器の設計についての認証手数料

(2025 年 1 月 1 日)

| 端末機器の種類等                                | 手数料の額(円) |             | 試験結果等報告書の提出があった場合 |             |
|-----------------------------------------|----------|-------------|-------------------|-------------|
|                                         |          |             | 新規                | 一部変更 (注 1)  |
|                                         | 単独       | 複合<br>(注 2) | 単独                | 複合<br>(注 2) |
| 1 固定電話端末（アナログ電話端末等及び総合デジタル通信端末等を除く）（注3） | 274,000  | 250,000     | 156,000           | 133,000     |
| 2 固定電話端末（アナログ電話端末等）                     |          |             |                   |             |
| （1）電話機                                  | 250,000  | 230,000     | 140,000           | 120,000     |
| （2）構内交換設備又はボタン電話装置                      |          |             |                   |             |
| 収容回線数 1回線                               | 360,000  | 345,000     | 82,000            | 67,000      |
| 収容回線数 2回線以上                             | 436,000  | 417,000     | 99,000            | 80,000      |
| （3）変復調装置、ファクシミリ、<br>その他の端末機器            | 249,000  | 228,000     | 147,000           | 126,000     |
| 3 固定電話端末（総合デジタル通信端末等）                   | 254,000  | 230,000     | 145,000           | 123,000     |
| 4 インターネットプロトコル移動電話端末（注4）                | 304,000  | 280,000     | 186,000           | 163,000     |
| 5 専用通信回線設備等端末<br>（注5）（注6）（注7）           |          |             |                   |             |
| インタフェースの種類 1種類                          | 125,000  | 102,000     | 88,000            | 67,000      |
| インタフェースの種類 2種類以上                        | 134,000  | 109,000     | 94,000            | 75,000      |
| 6 その他の端末機器                              |          |             |                   |             |
| （1）移動電話電話用設備に接続される端末機器                  | 240,000  | 220,000     | 132,000           | 111,000     |
| （2）無線呼出用設備に接続される端末設備                    | 98,000   | 76,500      | 60,000            | 39,000      |
| 7 セキュリティ基準に係る機器                         | 30,000   | 25,000      | 25,000            | 20,000      |

- 注 1: 「一部変更」とは、既に認証を受けたものが当該認証に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証申込をいう。
- 注 2: 「複合」とは、2 以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その 2 以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。
- 注 3: 固定電話用設備（アナログ電話端末等及び総合デジタル通信端末等を除く）に接続される端末機器について、専用通信回線設備等端末と双方にまたがるときは、一つ目のインタフェースのみ「1 固定電話端末（アナログ電話端末等及び総合デジタル通信端末等を除く）」を適用する。
- 注 4: インターネットプロトコル移動電話端末について、専用通信回線設備等端末と双方にまたがるときは、一つ目のインタフェースのみ「4 インターネットプロトコル移動電話端末」を適用する。
- 注 5: 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等（平成 23 年総務省告示第 87 号）別表第 1 号から別表第 6 号に定める種類をいう。平成 23 年総務省告示第 87 号別表第 5 号「第 7 小電力データ通信システム及び 5.2GHz 帯高出力データ通信システム」に示されるインタフェースを含む端末機器のときは 3 万円を加算する。
- 注 6: 無線設備を使用する専用通信回線設備等に接続する端末（除く小電力データ通信システム及び 5.2GHz 帯高出力データ通信システム）は、「移動電話用設備に接続される端末機器」を適用する。ただし、有線のインタフェースを含む端末機器の場合は、無線のインタフェースのみ「移動電話用設備に接続される端末機器」を適用とし、有線のインタフェースは「5 専用通信回線設備等端末」の料金とする。（単独の場合のみ。）
- 注 7: 無線設備を使用する専用通信回線設備等に接続する端末（除く小電力データ通信システム及び 5.2GHz 帯高出力データ通信システム）でインタフェースが複数となるときは、二つ目以降のインタフェースについて各 5 万円（一部変更は各 2 万 5 千円）とする。（表に掲げる額によらず。）

認証を受けた端末機器の前位に接続する機器であって、網制御機能を有しないもの（一部変更を除く）については表に掲げた額から 5 万円減額する。

本認証手数料には、消費税（外税）が、かかります。

## 手数料関係

### 端末機器の技術基準適合認定手数料

(2025 年 1 月 1 日)

| 手数料の額(円)<br>端末機器の種類等                     | 試験結果等報告書の提出があった場合 |         |
|------------------------------------------|-------------------|---------|
|                                          | 単独                | 複合(注 1) |
| 1 固定電話端末（アナログ電話端末等及び総合デジタル通信端末等を除く）(注 2) | 54,000            | 49,000  |
| 2 固定電話端末（アナログ電話端末等）                      |                   |         |
| (1) 電話機                                  | 47,000            | 44,000  |
| (2) 構内交換設備又はボタン電話装置                      |                   |         |
| 収容回線数 1 回線                               | 75,000            | 73,000  |
| 収容回線数 2 回線以上                             | 97,000            | 95,000  |
| (3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の 端末機器               | 47,000            | 44,000  |
| 3 固定電話端末（総合デジタル通信端末等）                    | 47,000            | 44,000  |
| 4 専用通信回線設備等端末<br>(注 3) (注 4) (注 5)       |                   |         |
| インタフェースの種類 1 種類                          | 35,000            | 31,000  |
| インタフェースの種類 2 種類以上                        | 30,000            | 26,000  |
| 5 インターネットプロトコル移動電話端末（注 6）                | 58,000            | 54,000  |
| 6 その他の端末機器                               |                   |         |
| (1) 移動電話電話用設備に接続される端末機器                  | 54,000            | 49,000  |
| (2) 無線呼出用設備に接続される端末設備                    | 45,000            | 39,000  |
| 7 セキュリティ基準に係る機器                          | 15,000            | 10,000  |

注 1: 「複合」とは、2 以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その 2 以上の端末機器が構造上一体になっている申込をいう。

注 2: 固定電話用設備に接続される端末機器について、専用通信回線設備等端末と双方にまたがるときは、一つ目のインタフェースのみ「1 固定電話端末（アナログ電話端末等及び総合デジタル通信端末等を除く）」を適用する。

注 3: 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成 23 年総務省告示第 87 号)別表第 1 号から別表第 6 号に定める種類をいう。平成 23 年総務省告示第 87 号別表第 5 号に示されるインタフェースを含む端末機器のときは表に掲げる額に 3 万円を加算する。

注 4: 無線設備を使用する専用通信回線設備等に接続する端末（除く第 7 小電力データ通信システム及び 5.2GHz 帯高出力データ通信システム）は、「移動電話用設備に接続される端末機器」を適用する。

注 5: インタフェースの種類が 2 種類以上となるときは、一つ目のインタフェース種類に「インタフェースの種類 1 種類」を適用とし、二つ目以降のインタフェースの種類にはそれぞれ「インタフェースの種類 2 種類以上」を適用とする。

注 6: インターネットプロトコル移動電話端末について、専用通信回線設備等端末と双方にまたがるときは、一つ目のインタフェースのみ「5 インターネットプロトコル移動電話端末」を適用する。

本認定手数料には、消費税（外税）が、かかります。

## 手数料関係

### ■認定手数料の割引

- (1) 前年度（1月1日から12月31日まで）の申込（変更申込を含む）の処理件数が20件以上の場合、本年度の申込 認定手数料については、10%を引き致します（試験料金は対象外となります）。
- (2) 弊社が認定する旧認定試験事業者に相当する試験事業者から発行された試験報告書が添付されている場合、表に掲げる額の20%を引き致します。
- (3) 既認定設備の類似申請等で個別手数料の設定が合理的であると判断した場合、手数料を別途設定します。

### ■認証ラベルの料金

- (1) 端末機器の設計についての認証の場合：  
申込者自身で認証ラベルを作成し、認証された機器に付すことができます。
- (2) 端末機器の技術基準適合認定の場合：  
認定ラベルの料金は個別見積りとします。

### ■出張業務（申込者の要望や審査対象品を検討し、必要と認め当社事務所以外で業務を行う場合）

- (1) 出張業務費用  
当社の定める出張業務規定によります。
- (2) 旅費、宿泊費、日当など  
当社の定める旅費規定によります。本件に関わる料金については、ご依頼の際或いは当社より打診する際担当者より提示致します。

### ■その他の料金

- (1) 認定書、認証書の再発行  
再発行の理由を記載した再発行申込書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。再発行手数料は30,000円です。尚、再発行した認定書、認証書には、再発行をした旨を記載します。
- (2) 複写文書（例えば、試験データ等）の提供  
全てのご要望にお応えできない場合もありますが、ご要望に応じ試験データ等の複写を提供致します。但し、提供する場合、有償とさせて頂くものもありますので細につきましては、ご希望の文書について担当者へご相談下さい。
- (3) その他  
再発行証書、ラベル、複写文書その他をお送りする際に発生する送料、消費税等は必要に応じ請求します。

### ■手数料の納入

認定書発行日以降、当社経理部より請求書を発行いたします。請求書発行日より30日以内に当社指定銀行口座に請求書に記載の金額をお振り込みください。「2. 申込時及びその他の注意事項等」に記載のその他の事項についてもまたご注意ください。

また、端末機器の設計についての認証手数料あるいは端末機器の技術基準適合認定手数料に係る業務以外の業務を行う場合、追加料金を別途請求させて頂く場合があります。その場合、当該業務開始前に当該費用料金について申込者へ確認を行います。

### 附則

1. 本書は大臣への届出後、平成16年7月26日をもって初版発行とする。
2. 本書は大臣への届出後、平成17年4月1日をもって第2版発行とする。
3. 本書は大臣への提出後、平成18年4月19日をもって第3版発行とする。
4. 本書は大臣への提出後、平成23年5月20日をもって第4版発行とする。
5. 本書は大臣への提出後、平成24年7月1日をもって第5版発行とする。
6. 本書は大臣への提出後、平成25年4月16日をもって第6版発行とする。
7. 本書は大臣への提出後、平成28年11月1日をもって第7版発行とする。
8. 本書は大臣への提出後、2020年1月1日をもって第8版発行とする。
9. 本書は大臣への提出後、2022年4月18日を以って第9版発行とする。
10. 本書は大臣への提出後、2025年1月1日を以って第10版発行とする。